

平成 28 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 28 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 28 年 9 月 23 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 口木 俊二 君 | 2 番 | 吉永 秀俊 君 |
| 3 番 | 岡田伊一郎 君 | 4 番 | 前田 修一 君 |
| 5 番 | 橋村 孝彦 君 | 6 番 | 立山 裕次 君 |
| 7 番 | 浪瀬 真吾 君 | 8 番 | 森 敏則 君 |
| 9 番 | 大石 俊郎 君 | 10 番 | 堀 進一郎 君 |
| 11 番 | 後城 一雄 君 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|------------|----------|---------|
| 町 長 | 渡邊 悟 君 | 教 育 長 | 加瀬川哲文 君 |
| 副 町 長 | (不 在) | 建 設 課 長 | 岡木 徳人 君 |
| 総 務 課 長 | 森 隆志 君 | 健康ほけん課長 | 西坂 孝良 君 |
| 農林水産課長 | 岡田 半二郎 君 | 健康ほけん課次長 | 構 浩光 君 |
| 農 委 局 長 | (岡田 半二郎 君) | 町 民 課 長 | 深草 孝俊 君 |
| 水 道 課 長 | 山口 大二郎 君 | 財政管財課長 | 三根 貞彦 君 |
| 教 育 次 長 | 峯 広美 君 | まちづくり課長 | 高月淳一郎 君 |
| 会 計 課 長 | 下野 慶計 君 | 税 務 課 長 | 松山 昭 君 |

4 書記は次のとおりである。

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 有川 寿史 君 | 書 記 | 福田 正子 君 |
|--------|---------|-----|---------|

5 議事日程は次のとおりである。

| | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 57 号 | 東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 2 | 議案第 58 号 | 東彼杵町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 3 | 議案第 59 号 | 東彼杵町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 4 | 議案第 64 号 | 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 2 号) (委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 5 | 議案第 65 号 | 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号) (委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 6 | 議案第 67 号 | 平成 27 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 7 | 議案第 68 号 | 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認 |

| | | |
|--------|------------------------|---|
| | | 定の件(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 8 | 議案第 69 号 | 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 9 | 議案第 70 号 | 平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 10 | 議案第 71 号 | 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 11 | 議案第 72 号 | 平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 12 | 議案第 73 号 | 平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 13 | 議案第 74 号 | 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 14 | 議案第 75 号 | 平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 15 | 委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件 | |
| 日程第 16 | 議員派遣の件 | |

6 閉 会

開 会（午前 9 時 30 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 57 号 東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 2 議案第 58 号 東彼杵町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定
について(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 59 号 東彼杵町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（後城一雄君）

それでは、これから議事に入ります。

日程第 1、議案第 57 号東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第 2、議案第 58 号東彼杵町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、日程第 3、議案第 59 号東彼杵町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、以上 3 議案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

まず最初に字句の挿入をお願いしたいと思います。まず議案第 57 号のところですね。一番最初の総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め、委員会を開催したというところがありますが、求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しましたというふうに挿入をお願いしたいと思います。58 号についても同じような字句で、59 号についても同じ字句で挿入をお願いしたいと思います。

それでは委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告をいたします。

1 付託された事件

議案第 57 号 東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の制定について

2 審査年月日

平成 28 年 9 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月14日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め、総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後委員会を開催いたしました。

本件は29年度から簡易水道事業が水道事業へと変更されることから、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項第1号に基づく法適用事業となるため提出されたものである。また既存条例の一部改正と廃止が附則にて行われている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程で27年度における水道水1m³の当たりの給水原価と供給単価において19円台の赤字となっており、公債費の償還や維持管理経費を鑑みた場合、今後料金改定が予想されることから、戸別負担の周知徹底を図りたいとの意見がありました。

次に、議案第58号 東彼杵町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

2 審査年月日

平成28年9月14日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月14日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は29年度から簡易水道事業が水道事業へと変更されることから、水道事業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項が地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項第1号に基づく法適用事業となるため、同法第38条第4項に基づき提出されたものである。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号 東彼杵町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

2 審査年月日

平成28年9月14日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月14日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は29年度から簡易水道事業が水道事業へと変更されることから、水道事業の剰余金の処分等に関し必要な事項が地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項第1号に基づく法適用事業となるため、同法第38条第2項及び第3項に基づき提出されたものである。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長(後城一雄君)

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

暫時休憩です。

暫時休憩(午前9時37分)

再会(午前9時37分)

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を開きます。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

議案第 57 号のところで私が挿入箇所を言ったところで、総務厚生と言いましたけども、産業建設文教常任委員会という文言に訂正をお願いします。よろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

委員長報告に対する質疑を一括して行います。ありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

次に、これから議案第 57 号、議案第 58 号、議案第 59 号を一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで議案第 57 号、議案第 58 号、議案第 59 号の討論を終わります。

これから議案第 57 号東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号東彼杵町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号東彼杵町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号東彼杵町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号東彼杵町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 64 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算案(第 2 号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 5 議案第 65 号 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 4、議案第 64 号平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算案(第 2 号)、日程第 5、議案第 65 号平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)、以上 2 議案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

1 付託された事件

議案第 64 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 2 号)

2 審査年月日

平成 28 年 9 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 14 日各課長、教育次長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれを 5726 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 53 億 1304 万 1000 円とするものである。

歳出については、総務費にお試し住宅整備工事、東彼杵町起業家等支援補助金等、民生費に障害者自立支援給付費等国庫負担金前年度精算返還金、3 世代同居・近居促進事業補助金等、農林水産業費に構造改善加速化支援事業補助金等、豪雨による被災箇所災害復旧費、人事異動等に伴う人件費の所要額等が計上されている。歳入については、特定財源として総務費などへの国庫支出金、災害復旧費計上に伴う県支出金が計上され、一般財源として財産収入及び繰越金等が計上されている。

慎重に審査し採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で東彼杵町の情報をアピールする手段として人脈やメディア等を最大限に活用し、お試し住宅整備工事など各事業の効果を上げてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 65 号 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

審査年月日

平成 28 年 9 月 14 日

審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 14 日総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長、健康ほけん

課次長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2600 万 7000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 2300 万 7000 円とするものである。

歳出については、平成 27 年度介護保険事業費の精算に伴い、介護保険給付費及び地域支援事業費の実績が予定を下回り、国庫支出金等に返還金が生じ、償還金が計上され、また、総務費に社会保障・税番号制度システム整備委託料が追加計上されている。

歳出については、前年度繰越金、一般会計繰入金が計上されています。

慎重に審査し採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で人事権は町長の専権事項ではあるが、長期的な介護計画を考慮すると持続的な職員の配置が望ましいのではないかという意見がありました。

○議長（後城一雄君）

ちょっと暫時休憩をします。

暫時休憩（午前 9 時 45 分）

再 会（午前 9 時 46 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

私の発言の中で議案第 64 号について、下から 3 行目でピーアールのところをアピールと発言したようでございますので、ピーアールの発言に訂正をしていただきたいと思います。それと議案第 65 号についての、下から 5 行目の歳入のところを歳出と発言をしていましたので、歳入という発言に変更いたします。

○議長（後城一雄君）

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は先に議案番号をお知らせください。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

議案第 64 号について委員長にお伺いしたいと思います。これは我々も一緒に連合審査をしましたが、その後、総務委員会では現地を視察されたと聞いています。その現地視察の後にお試し住宅を改造・改築された、具体的な管理運営方法など仕様規定などの意見はなかったのか伺いたと思います。

○議長（後城一雄君）

浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

ただいまの吉永議員から質問がございましたけれども、若干現地等ではお試し住宅を建設した後

の維持管理費ですね、ランニングコストはかかるんじゃないだろうかと、最初は100%補助であってもそういった発言は出ました。そういったお試し住宅の使用についての規定とかの発言等はありませんでした。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

ないようでしたら質疑なしと認めます。

次に、これから議案第64号、議案第65号を一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで議案第64号、議案第65号の討論を終わります。

これから議案第64号平成28年度東彼杵町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号平成28年度東彼杵町一般会計補正予算(第2号)は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（後城一雄君）

次に、議案第65号平成28年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号平成28年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第67号 平成27年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第7 議案第68号 平成27年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第8 議案第69号 平成27年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第9 議案第70号 平成27年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第10 議案第71号 平成27年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第11 議案第72号 平成27年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 12 議案第 73 号 平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 74 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 75 号 平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 6、議案第 67 号平成 27 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 7、議案第 68 号平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 8、議案第 69 号平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 70 号平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 71 号平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 72 号平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 73 号平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 13、議案第 74 号平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 14、議案第 75 号平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上 9 議案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおりに決定したので、会議規則 76 条の規定により報告します。

1 付託された事件

議案第 67 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 28 年 9 月 15 日～16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 15 日から 16 日各課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 27 年度の一般会計決算収支額は、歳入総額 54 億 1455 万 3000 円(対前年度比 13.5%増)、歳出総額 52 億 3788 万 6000 円(対前年度比 14.4%増)と共に増加している。形式収支は 1 億 7666 万 7000 円となっているが、翌年度への繰越財源 8113 万円を控除した実質収支は 9553 万 7000 円(実質収支比率 3.1%)となり、前年度より 0.3%増となっている。単年度収支は 980 万 8000 円の黒字となり、更に基金の積立(86 万円)のプラス要因により実質単年度収支も 1066 万 8000 円の黒字であった。本町財政は、歳入でふるさと応援寄附金が 4240 万 4000 円(対前年度費 3373 万 3000 円増)となっているが、依然として自主財源に乏しく国県支出金や地方交付税等に対する依存度が高く、有効な補助事業活用での取り組みが重要課題である。

慎重に審査し採決の結果、認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で通販サイト運営委託料が 64 万 8000 円となっているが、26 年度から延べ 394 万 2000 円の契約料及び委託料に対し、販売総額が 9 万 5825 円で費用対効果を考慮すると、撤退を含め早急な対応をすべきだったとの意見や千綿女子高等学園跡地の事業展開に対しての水道管布設工事について、いまだに事業が開始されないことから県との確約をとり慎重な対応をすべきだったとの意見もありました。また、それぞれの答弁において保留箇所が多くあり、事前の準備は万全を期してほしいとの意見や、人事権は町長の専権事項ではあるが継続性のある職員の配置が望ましいのではないかと意見がありました。

次に、議案第 68 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 28 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、税務課長、健康ほけん課長、健康ほけん課次長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 27 年度は、当初予算 15 億 100 万円に対し 4 回の補正予算が行われ、歳入総額 14 億 8248 万 1000 円(対前年度比 13.5%増)、歳出総額 14 億 2610 万 4000 円(対前年度比 12.1%増)と共に増加している。実質収支は 5637 万 7000 円であるが、前年度実質収支 3421 万 3000 円が含まれているため単年度収支は 2216 万 4000 円の黒字となっている。財政調整基金への積立てが 18 万 9000 円されており、実質単年度収支は 2235 万 3000 円の黒字となっている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で健康診断や疾病予防を図るため保健事業に対する啓発を更に推進し、被保険者の健康増進による医療費の節減に努められたいとの意見がありました。

次に、議案第 69 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 28 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長、健康ほけん課次長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 27 年度は、予算現額 8 億 568 万 8000 円に対し歳入総額 8 億 3413 万 2000 円(対前年度比 3.3%減)、歳出総額 7 億 8967 万円(対前年度比 3.2%減)となっている。実質収支は 4446 万 2000 円で、前年度実質収支 4646 万 8000 円、積立金 4642 万 1000 円があり、実質単年度収支は 4441 万 5000 円の黒字となっている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

次に、議案第 70 号 平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 28 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、会計課長の出席を求め委員会

を開催しました。

平成 27 年度は、歳入総額 798 万 4000 円、歳出総額 767 万 5000 円となっている。実質収支は 30 万 9000 円となり、前年度実質収支が 46 万 6000 円であることから単年度収支は 15 万 7000 円の赤字となるが、積立金 751 万 8000 円があり、実質単年度収支は 736 万 1000 円の黒字となっている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

次に、議案第 71 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 28 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、水道課長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 27 年度は、歳入総額 6 億 1568 万 7000 円(対前年度比 46.2%増)、歳出総額 6 億 377 万 9000 円(対前年度比 45.3%増)となっている。実質収支は 990 万 8000 円で、前年度実質収支 542 万 5000 円、積立金 1266 万 4000 円があり、実質単年度収支が 1714 万 7000 円の黒字となっている。営業収支は黒字であるが、水 1 m³の給水原価と供給単価を比較した場合は 19 円 15 銭の赤字となり、26 年度より赤字が拡大してきているので、29 年度からは企業会計に移行することから検討課題である。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で収入未済額の抑制に努めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 72 号 平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 28 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、水道課長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 28 年度は、28 年度と書いてありますが 27 年度に書き換えてください。

続けます。平成 27 年度は、歳入総額 3645 万 8000 円(対前年度比 13.1%減)、歳出総額 3645 万 2000 円(対前年度比 13.2%減)となっている。実質収支は 6000 円で、実質単年度収支も 4000 円の黒字となっている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で接続率アップと、収入未済額の抑制に努めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 73 号 平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 28 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、水道課長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 27 年度は、歳入総額 597 万 5000 円(対前年度比 19.7%減)に対し、歳出総額 597 万 5000 円(対前年度比 19.7%減)となっている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で接続率アップに努めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 74 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 28 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、水道課長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 27 年度は、歳入総額 4 億 4769 万 7000 円(対前年度比 22.9%増)、歳出総額 4 億 4632 万 4000 円(対前年度比 22.9%増)と共に増加をしている。実質収支は 137 万 3000 円となり、実質単年度収支は 24 万 4000 円の黒字となっている。公債費は昨年度に比較して 5986 万 9000 円増加し、27 年度末で利子を含め 24 億 9987 万 2000 円となっている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で接続率アップと、収入未済額の抑制に努めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 75 号 平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 28 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長、健康ほけん課次長、会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 27 年度は、歳入総額 9711 万 4000 円、歳出総額 9648 万 3000 円となっている。実質収支は 63 万 1000 円となり、実質単年度収支額は 10 万 9000 円の黒字となっている。被保険者 1 人当たり換算した年間給付額は 104 万 3000 円で、国民健康保険の 1 人当たり年間負担額 30 万 7000 円と比較しても格段に高くなっている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で健康診断や疾病予防を図るため保健事業に対する啓発を更に推進し、被保険者の健康増進による医療費の節減に努められたいとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。まず、議案第 67 号について質疑を行います。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

初めの 67 号の一般会計の歳入歳出認定の件について委員長に質疑を行います。

まず、この一般会計並びに特別会計についてはそれぞれ連合審査をしたはずなんです、この文章としては残っておりません、先ほどと一緒で。もう 1 つなんです、認定のところ、慎重に審査をした採決の結果、認定すべきと決定いたしましたと書いてあります。他にも特別会計につい

ては全委員一致と文言がありますが、これは恐らく賛否が分かれたものと予測をしています。何対何でこのような結果となったんですか。

○議長（後城一雄君）

浪瀬決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（浪瀬真吾君）

これは全会一致ということで、森議員もその場におられましたので、これは状況をわかっておられると思います。これは私が全会一致というのを挿入をいたしていませんでしたが、反対は、起立採決まではしていませんでした。本人が一番わかっておられます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

わかっているとしても執行部の方はひよっとしたら、分かれたんじゃないかなと感じを受けられるような報告書になっています。

したがって、我々はわかっている、文章としては全委員一致であれば全委員一致と書くべきではないのかなと、私は思うんですが委員長の見解はどうですか。

○議長（後城一雄君）

浪瀬決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（浪瀬真吾君）

まさに私の挿入ミスと否めないと思います。ですので、よかったらそこに全会一致ということで挿入をお願いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

よかったじゃなくて、訂正すべきではないですか。

○議長（後城一雄君）

浪瀬決算審査特別委員長

○決算審査特別委員長（浪瀬真吾君）

これは皆さんと一緒に審議をして、その場で簡易表決ということで行いました。反対意見はありませんでしたので、そういったことで全会一致というのを挿入をお願いします。

○議長（後城一雄君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑なしと認め、議案第67号についての質疑を終わります。

次に、議案第68号から議案第75号まで、8議案一括して質疑を行います。質疑のある方は、先に議案番号を告げてから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑なしと認め、議案第 68 号から議案第 75 号についての質疑を終わります。

委員長、降壇をお願いします。

○議長（後城一雄君）

これから、議案第 67 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで議案第 67 号の討論を終わります。

次に、議案第 68 号から議案第 75 号について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで議案第 68 号から議案第 75 号の討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 67 号平成 27 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、議案第 67 号平成 27 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（後城一雄君）

次に議案第 68 号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 68 号平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、議案第 68 号平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（後城一雄君）

次に議案第 69 号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 69 号平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、議案第 69 号平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（後城一雄君）

次に議案第 70 号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 70 号平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、議案第 70 号平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計

歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（後城一雄君）

次に議案第 71 号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 71 号平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、議案第 71 号平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（後城一雄君）

次に議案第 72 号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 72 号平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、議案第 72 号平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（後城一雄君）

次に議案第 73 号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 73 号平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、議案第 73 号平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（後城一雄君）

次に議案第 74 号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 74 号平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、議案第 74 号平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（後城一雄君）

次に議案第 75 号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 75 号平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、議案第 75 号平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 15、委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業建設文教常任委員長から所管事務のうち会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件(所管事務)の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（後城一雄君）

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（後城一雄君）

日程第 16、議員派遣の件を議題にします。

お諮りします。本件については会議規則第 127 条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員を派遣したいと思いますがお異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

○議長（後城一雄君）

これで本日の日程は全部終了しました、会議を閉じます。平成 28 年第 3 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

散 会（午前 10 時 21 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員